

「大川小学校プール解体工事設計監理業務」
に関する条件付一般競争入札（最低価格方式）
入札説明書

令和8年5月

粕屋町学校教育課

1. 業務概要

(1) 業務名

大川小学校プール解体工事設計監理業務

(2) 業務内容

昭和 42 年度に整備し、令和 7 年度で用途廃止となった大川小学校のプールとその付帯施設の解体工事（埋戻し、砕石敷きによる整地まで）の設計及び監理を行う。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日まで

(4) 契約書の作成

要

(5) 予定価格

事前公表 ¥5,743,100-（消費税相当額¥522,100-含む）

※当該発注業務は、「粕屋町建設コンサルタント業務等に係る低入札防止対策試行要領」に基づく低入札防止対策業務となるため、別紙「粕屋町建設コンサルタント業務等に係る低入札防止対策に関する特記仕様書」を熟読し、入札すること。

2. 入札への参加

(1) 参加資格

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 福岡県内に本店又は支店を有すること。
- ③ 令和 8・9 年度粕屋町競争入札参加資格者名簿に「建築士事務所」で登載されていること。
- ④ 過去 5 年以内に、国又は地方公共団体等と本業務と規模を同じくする設計監理業務委託契約を締結していること。
- ⑤ 粕屋町指名停止等措置要綱(平成 13 年粕屋町要綱第 5 号)の規定による指名停止措置の期間中(この告示日から本業務入札の日までとする。)でない者であること。
- ⑥ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事に係る有資格業者にあつては、手続き開始の決定後、経営

事項審査を受け、本町の入札参加資格審査申請書を再度提出し、町の審査を経て有資格業者として認定され、③に掲げる名簿に登録されたものに限る。)を除く。)であること。

- ⑦ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑧ 直近1年間の法人税、法人都道府県民税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

(2) 入札説明書・入札参加申込書等の配布

① 配布期間

公告開始日から令和8年6月8日(月)17時まで

② 配布場所

粕屋町役場ホームページ(トップページ>入札・事業者>入札・契約>入札ポータルサイト)からダウンロードすること。

(3) 入札参加申込み

入札参加申込書類の提出は、郵送又は持参によるものとする。

① 入札参加申込書提出期間

入札公告開始日から令和8年6月8日(月)17時まで(必着)

② 提出先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 学校教育課

③ 提出書類等

ア. 条件付一般競争入札参加申込書(様式1) 1部

イ. 誓約書(様式2) 1部

ウ. 同種業務等実績調書(様式3) 1部

上記(1)④に該当する実績を記載すること。

エ. ウに記載した実績を証明する書面 1部

必要事項を記載した同種業務等実績証明書(様式4)又は実績内容を確認できる契約書等の写しを提出すること。

※競争入札参加資格確認通知書は、参加申込書(様式1)に記載した連絡担当者宛に電子メールにて通知するものとする。

※入札参加申込書には使用印鑑届上の印鑑を使用すること。

(4) 質問受付及び回答

本入札に関する質問については、質問書（様式 6）に記載し、電子メールにて提出すること。なお、受付期間外の質問や電子メール以外での質問、質問担当者以外の質問は、一切受け付けないので注意すること。

① 質問受付期間

参加申込日より令和 8 年 6 月 10 日（水）12 時まで

② 質問先

電子メールの表題：質疑書の送付（会社名、業務名）

電子メールの宛先：gshisetsu@town.kasuya.fukuoka.jp

粕屋町学校教育課 工藤 宛

③ 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問担当者によりのみ電子メールにて回答するものとする。なお、回答内容は、入札参加業者全員に送信するので、留意すること。

3. 辞退について

(1) 辞退方法

① 辞退者は、辞退届（様式 5）を入札期限の日時までに郵送又は持参により提出すること。

② 入札までに原本の提出ができない場合は F A X での送信も可とするが、後日必ず原本を提出すること。

4. 入開札について

(1) 入札方法

入札書及び入札金額に対応した業務費内訳書（任意様式）を下記期日までに郵送又は持参により提出すること。

(2) 入札書提出期限

令和 8 年 6 月 17 日（水）12 時まで（必着）

(3) 提出先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号

粕屋町役場 学校教育課

(4) 入札書類の作成

① 入札書を封入する封筒を用意し、表面に「入札書在中 大川小学校プール解体工事設計監理業務」と記載し、入札者の商号又は名称を記載すること。

② 入札書は所定の入札書（様式 7）を使用すること。

③ ①で作成した封筒に②の入札書及び業務費内訳書を入れ封をし、入札書に押印した印鑑で封印すること。

- ④ ③で作成した封筒を、下記の宛先に令和8年6月17日（水）12時まで（必着）に郵送又は持参により提出すること。郵送の際は、業務名及び入札書を封入している旨を記載した外封筒に入れ二重封筒とし、「各種書留」、「配達証明」等差し出した記録が残る方法で送付すること。期限までに到達しなかった場合、入札を辞退したものとみなす。

※入札書の記入方法

- (ア) 法人の所在・商号又は名称・代表者名を記載すること。
(イ) 印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑を使用すること。
(ウ) 入札金額は、業務費内訳書の税抜金額との一致を確認し、記載すること。
(エ) 入札書の金額訂正は認めない。金額以外の訂正をした箇所には訂正印を押すこと。

※記載誤りがないか充分確認すること。理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書き換え、引き換え、撤回は認められない。

(5) 開札日時及び場所

開札日時：令和8年6月17日（水）13時から

開札場所：粕屋町役場 学校教育課

※入札会は開催しない。

(6) 落札者の決定

① 落札決定について

入札者のうち、予定価格内で入札書に記載された金額が最低価格の者を落札者とする。また、入札書に記載された金額（税抜）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。また、契約期間の中途において消費税率の改定が行われた場合には、消費税率改定後の税率により計算するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② その他

最低価格入札者の入札が無効等、何らかの理由で契約締結まで至らない場合は、原則として最低価格以上の次順位者を落札者とする。また最低価格が同額となった場合、入札事務に関係ない職員に「くじ」を引かせ落札者を決定する。開札結果は、落札者が決定した場合、開札日17時までに落札者のみに連絡し、後日町ホームページに落札者及び落札金額を掲載する。

(7) 入札保証金

入札保証金の額は入札金額の100分の5以上とする。ただし、粕屋町財務規則（平成5年粕屋町規則第10号）第101条第1項各号のいずれかに該当する者は全部又は一部を免除する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札書を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。なお、落札者が契約までに入札参加要件等を満たさなくなったときは、契約の締結をできない場合があるため、該当する恐れがあると認められるときは入札を無効とする場合がある。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札書
- ② 同一人がした2通以上の入札書
- ③ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められる入札書
- ④ 入札者の押印がない入札書
- ⑤ 記載事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- ⑥ 押印の印影が明らかでない入札書
- ⑦ 金額を訂正した入札書
- ⑧ 電報、電話、FAX、電子メール等による入札書
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札書

5. その他留意事項

(1) 契約保証金

粕屋町財務規則（平成5年粕屋町規則第10号）第123条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付するものとする。ただし、同規則第124条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全額又は一部を免除する。

(2) 経費及び遵守すべき事項

- ① 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて入札参加者の負担とする。
- ② 提出資料に虚偽の記載をした場合は無効となる。
- ③ 提出資料は返却しない。
- ④ 提出資料は、公正性、透明性、客観性を期すために公表することがある。
- ⑤ 提出資料作成のために粕屋町から受領した資料等は、粕屋町の了解なく公表又は使用することができない。

問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 学校教育課 工藤

Tel.092-938-0182（直通）